

法 制 執 務 入 門

受講推奨：新任の法制執務担当者・新規採用職員

研修方式：eラーニング(2時間)

視聴期間：令和8年10月1日(木)～11月30日(月)

視聴URL：受講決定時に通知いたします。

※各自、研修テキストを印刷のうえ、ご受講ください。

➤本研修の概要とねらい

自治体職員として法令実務に携わる上で不可欠となる法的基礎知識および法制執務について学びます。本研修では、法制執務とは何か、なぜ必要なのか、どのような場面で実践されるのかといった基本事項への理解を深めたうえで、法令文の読み方のコツや、条例・規則の立案・実務における重要なポイントをわかりやすく解説します。

➤主なコンテンツ

- ・法制執務の必要性とその理解が必要になる具体的場面
- ・条例・規則の形式と構造
- ・主要な法令用事及び法令用語の意義と使い分け
(詳細は裏面のプログラムをご参照ください)

➤講師からの一言法制執務は、条例や規則を策定する際の形式面での技術に留まらず、法令の立案や審査を法的・政策的観点から支える根幹業務の一つです。本研修は、地方分権改革により、自治体職員に自主的・自立的な行政運営を行うための法制執務能力が不可欠となっていることを踏まえ、法制執務の必要性から実務上必要となる技術まで、基礎的事項を中心に学んでいただける内容となっています。



一般社団法人 日本経営協会
講師 弁護士 小松島市法務監
中村 健人
(なかむら たけひと)

早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了。神戸大学大学院経済学研究科博士前期課程修了。平成15年10月に弁護士登録後、法律事務所、民間企業、自治体にて勤務。平成25年4月より徳島県小松島市政策法務室長、平成28年4月より同法務監就任、令和3年4月より弁護士法人東町法律事務所(神戸事務所)所属。

著書に『問題解決力があがる 自治体職員のための法的思考の身につけ方』(第一法規、2022年)、『自治体職員のための災害救援法務ハンドブック(三訂版)』(第一法規、2025年(共著))、『改正行政不服審査法』(第一法規、2016年)など。論文に『孤立死に関する一考察-葬祭の実施・公営住宅の明渡・相続財産管理人の選任について-』(自治体学28巻1号、2014年【自治体学研究奨励賞(2015年度)受賞】)など。

法制執務入門

講義テーマ（主なコンテンツ）

動画1

1. 法制執務の概要
- （1）法制執務とは何か？
- （2）法制執務の必要性
- （3）法制執務の理解が必要になる具体的場面

動画2

2. 法制執務実践の場－条例・規則の理解－
- （1）条例とは何か？
- （2）規則とは何か？
- （3）条例・規則の形式と構造
- （4）条例・規則の相互関係及び法律との関係
- （5）条例・規則に適用される行政法のルール

※確認テスト：○×方式（講師解説あり）

動画3

3. 法制執務の基本的技術－法令用事及び法令用語－
- （1）法令用事・用語の必要性
- （2）法令用事のルール
- （3）主要な法令用語とその意義・使い分け

※確認テスト：○×方式（講師解説あり）

本研修に関するお問い合わせ

公益財団法人 大阪府市町村振興協会（マッセOSAKA）
〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館6階
電話 06-6920-4565 FAX 06-6920-4561